

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 長野県駒ヶ根市赤穂 1 4 番地 6 7 2
氏 名 有限会社恵比寿産業
代表取締役 刈間 雄三

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

長野県知事

阿 部 守 一



許 可 の 年 月 日 令和 6 年 5 月 20 日
許 可 の 有 効 年 月 日 令和 11 年 5 月 19 日

1 事業の範囲

取扱う産業廃棄物の種類 (特別管理産業廃棄物を除く。)	積替 保管	※○：取り扱うもの ◎：積替え又は保管行為を含むもの			
		石綿含有 産業廃棄物	水銀使用製品 産業廃棄物	水銀含有 ばいじん等	自動車等 破砕物
燃え殻	有	—	—	—	—
汚泥（積替保管は廃乾電池類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）に限る。）	有	○	◎	—	—
廃油	有	—	—	—	—
廃酸	—	—	—	—	—
廃アルカリ	—	—	—	—	—
廃プラスチック類	有	◎	◎	—	—
紙くず	有	—	—	—	—
木くず	有	—	—	—	—
繊維くず	有	—	—	—	—
動植物性残さ	—	—	—	—	—
ゴムくず	有	—	—	—	—
金属くず	有	—	◎	—	—
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	有	◎	◎	—	—
鋳さい	有	—	—	—	—
がれき類	有	◎	—	—	—
家畜のふん尿	—	—	—	—	—
家畜の死体	—	—	—	—	—
ばいじん	—	—	—	—	—

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

（第2面別表のとおり）

3 許可の条件
なし

4 許可の更新又は変更の状況
・平成21年 5 月 20 日 新規許可
・令和 6 年 5 月 20 日 更新許可

（第2面に続く。）

複写厳禁

5 県内の政令市における積替え許可の有無

有 ・ 無

市名 該当なし

許可番号 該当なし

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 (有) ・ 無

別表

所在地	長野県駒ヶ根市赤穂14番671、672、673			
種類	燃え殻	廃油	廃プラスチック類※1	木くず
面積	1.12㎡	1.12㎡	4.81㎡	4.81㎡
保管上限	2.0㎡	2.0㎡	18.24㎡	18.24㎡
高さ上限	1.8m	1.8m	3.8m	3.8m

所在地	長野県駒ヶ根市赤穂14番671、672、673			
種類	鋳さい	繊維くず	ゴムくず	金属くず
面積	1.12㎡	1.12㎡	1.12㎡	4.81㎡
保管上限	2.0㎡	2.0㎡	2.0㎡	18.24㎡
高さ上限	1.8m	1.8m	1.8m	3.8m

所在地	長野県駒ヶ根市赤穂14番671、672、673		
種類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず※1	がれき類※1	廃乾電池類※2 (汚泥、金属くずの混合廃棄物)
面積	1.12㎡	4.81㎡	1.4㎡
保管上限	2.0㎡	18.24㎡	2.5㎡
高さ上限	1.8m	3.8m	1.8m

所在地	長野県駒ヶ根市赤穂14番671、672、673	
種類	廃蛍光管※2 (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの混合廃棄物)	廃照明器具類※2 (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの混合廃棄物)
面積	4.0㎡	1.4㎡
保管上限	8.1㎡	2.5㎡
高さ上限	2.0m	1.8m

所在地	長野県駒ヶ根市赤穂14番670	長野県上伊那郡飯島町田切471番
種類	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の混合廃棄物※1	
面積	28.0㎡	32.0㎡
保管上限	33.6㎡	40.8㎡
高さ上限	1.2m	1.5m

所在地	長野県上伊那郡飯島町田切471番			
種類	金属くず	廃プラスチック類※1	木くず	紙くず
面積	48.0㎡	48.0㎡	96.0㎡	24.0㎡
保管上限	48.0㎡	144.0㎡	288.0㎡	72.0㎡
高さ上限	3.0m	3.0m	3.0m	3.0m

所在地	長野県上伊那郡飯島町田切471番		
種類	繊維くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず※1	がれき類※1
面積	24.0㎡	4.5㎡	4.5㎡
保管上限	72.0㎡	9.0㎡	9.0㎡
高さ上限	3.0m	2.0m	2.0m

※1 廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類は石綿含有産業廃棄物を含む。

※2 汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは水銀使用製品産業廃棄物を含む。

複写厳禁